

鹿屋市笠野原台地雨水排水懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の進展や集中豪雨の発生頻度の増加などに伴い市内各所で発生している浸水被害の改善に向けて、笠野原台地の総合的な雨水排水対策（以下「対策」という。）を検討するに当たり、外部の意見又は助言を求めるため、鹿屋市笠野原台地雨水排水懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 対策の検討に関すること。
- (2) 対策の検討に必要な調査、研究等に関すること。
- (3) その他対策の検討に関し必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会に懇談会を進行する座長を置き、座長は副市長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 懇談会の参加者は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならない。懇談会が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。